



ゆとりをもつた行動を!

2009年2月号

# 二戸労基署ニュース

=====

## 労働基準法の改正について

「労働基準法の一部を改正する法律」(平成 20 年法律代 89 号)が、平成 20 年 12 月 12 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されます。改正の主な内容は、以下のとおりです。

- 1 1ヶ月 60 時間を超える部分の時間外労働については、法定割増率が、現行の 25% から 50%に引き上げられます(中小企業は、当分の間猶予)。
- 2 1ヶ月 45 時間を超える時間外労働については、法定割増率(25%)を超える率で定めることが努力義務とされます(中小企業も含む)。
- 3 年次有給休暇について、労使協定により、1 年に 5 日分を限度として時間単位で取得ができるようになります。(詳細については、最寄りの監督署へお問い合わせ下さい。)

## 健康診断結果報告書等の提出について

事業者は労働者に対し、事業場の労働者数に関係なく、毎年定期健康診断を実施し、法定の有害業務については、別途の健康診断を実施しなければなりません。

また、それらの健康診断の結果についても、労働基準監督署へ報告(定期健康診断については、労働者 50 人以上の事業場のみ対象)しなければなりません。

(詳細については、最寄りの監督署へお問い合わせ下さい。)

## 労働災害発生状況

### 1. 平成 20 年(1月～12月)(1月末集計分速報値)

- ・ 死亡労働災害: 2 件(前年同期比 - 1 件)
- ・ 休業四日以上: 102 件(前年同期比 - 31 件)

### 2. 平成 21 年1月

- ・ 死亡労働災害: 0 件(前年同期比 0 件)
- ・ 休業四日以上: 2 件(前年同期比 - 9 件)



作業手順を守って安全確保

労働災害を起こさないようにするために、リスクアセスメントに取り組みましょう。

=====

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか?

無料で健康相談に応じます。0195 23 4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで